

レンタサイクルご利用規約兼同意書

本規約は株式会社セントラル（以下「会社」）が運営するセントラルフットサルパーク（以下「店舗」）のレンタサイクルを利用されるお客様に遵守していただく事項に規定します、この規約に定めのない事項については、法令、条例または一般の慣習によるものとします。

■第1条（目的）

本店舗は、お客様のスポーツサイクルライフの充実を図るとともに、スポーツ文化の普及に寄与することを目的とします。

■第2条（利用資格）

レンタサイクルは、次の各号の全部に適合するお客様のみ、利用することができます。

- ① 本店舗の趣旨に賛同し、本規約及びその他の交通規則等を遵守できる方。
- ② 会社及び店舗からの連絡が可能な電話番号を所有している方。
- ③ 貸出日に身分証明書を携帯し、店舗スタッフに提示することが出来る方。
- ④ スポーツサイクルの利用に耐えうる健康状態の方。
- ⑤ 酒気を帯びてない方。
- ⑥ 刺青をされていない方。
- ⑦ 利用者が反社会的団体、その他の名称の如何を問わず不法行為を行う恐れのある団体、その他これらの関係者でない方。
- ⑧ 感染症、その他、他人に伝染及び感染する恐れのない方。
- ⑨ 18歳未満の場合、貸出期間中、親権者または18歳以上の方（以下「保護者」）が同伴できる方。この場合、利用申込みに際し、保護者の自筆署名と、保護者の身分証明書の提示が必要です。保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- ⑩ 過去にレンタサイクル関連費用の滞納がない方。
- ⑪ その他会社が利用に適すと判断した方。

■第3条（予約）

- ① 貸出希望日の前日 21 時までに店舗へ電話することで予約できます。
- ② 予約の際は、利用者の氏名、年齢、電話番号、希望日時をお伝えください。
- ③ 貸出状況により、ご希望の車種を貸し出しできない場合があります。
- ④ 予約なしでも、当日の貸し出しは可能です。但し、予約のお客様を優先させていただきます。
- ⑤ 貸出日当日、予約時間に遅れそうな場合は、時間になる前に店舗まで電話をしてください。

■第4条（予約のキャンセル）

- ① お客様は、貸出希望日の前日 21 時までに店舗へ電話をすることで、予約をキャンセルすることができます。
- ② 事前の連絡がなく、予約時間から 30 分が経過した場合、自動キャンセルとさせていただきます。

■第5条（利用方法）

利用申込の手続きは、以下の通りとします。

- ① 店頭スタッフとともに、貸出期間と貸出品を確認します。
- ② レンタサイクル申込書に所定事項を記入の上、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証、パスポート等）を提示ください。店舗スタッフは、身分証明書を確認の上、番号等を控えさせていただきます。また申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。
- ③ 「レンタサイクル利用券」と、会社が別途定めた保証金 1,000 円を前払いでお支払いただけます。
- ④ 店舗スタッフからレンタサイクルとレンタル品について、取扱い説明を行い、お客様に合わせてレンタサイクルを調整いたします。またお客様と店舗スタッフはレンタサイクルとレンタル品に整備不良がないことを確認してください。

■第6条（貸出商品の返却）

- ① お客様は、貸出商品を返却予定時間までに店舗に返却してください。
- ② 貸出商品は、貸出した時と同じ状態で返却し、異常または故障があった場合は、速やかに店舗スタッフにお伝えください。

■第7条（貸渡契約の成立）

- ① 貸出品の貸渡契約は、店舗が「レンタサイクル利用券」と保証金を受け取り、お客様に貸出商品を渡した時に成立します。
- ② 事故、盗難その他、会社または店舗の責によらない事由で、お客様が予約した貸出品を貸し出すことが出来ない場合、店舗はお客様からの予約への承諾を取り消すことができます。

■第8条（利用申込の無効）

会社および店舗は、お客様が貸出期間中に次の号に該当したときは、何らの通知をすることなくお客様からの申込みを無効とし、直ちに貸出商品の返還を請求できるものとし、この場合、第5条で店舗が受け取った保証金 1,000 円は一切返金いたしません。

- ① 本利用規約に反する行為を行った時。
- ② お客様の責に帰する事由により事故を起こした時。
- ③ 第2条に該当しなくなった時。

■第9条（貸出期間超過）

- ① 返却予定時間が過ぎそうな場合、店舗まで連絡してください。
- ② 貸出期間を超過して返却した場合、お客様は別途会社が定める超過料金をお支払いいただきます。
- ③ 返却遅延により、第三者に損害を与えた場合、お客様は損害を賠償します。
- ④ 返却予定時間を経過し、連絡がなく返却が無い場合は、電話・郵便・電子メール等で確認させていただきます。確認がない場合でも、本規約に従い、追加料金は発生します。

■第10条（手洗いスペース、シャワールームの利用方法）

- ① 忘れ物をした場合、店舗スタッフに申し出てください。保管可能な忘れ物については会社が1ヶ月間保管しますが、汚れた衣服、保管に耐えないものは会社の判断により廃棄します。廃棄費用はお客様の負担とし、廃棄後の異議申し立ては一切認めません。
- ② 貴重品の管理はお客様自身で行ってください。盗難が発生した場合、会社は一切その責を負いません。
- ③ 店舗の営業時間外の利用は一切できません。

■第11条（ロッカーの利用方法）

- ① お客様は、店内の更衣室を使用することができます。
- ② 更衣室に貴重品は入れないでください。
- ③ 食糧、生物、危険物、その他の漏水の原因となるもの、臭いの発生原因となるものは入れてはいけません。これらが原因となり、会社、店舗、お客様または第三者が被害をこうむった場合は、所有者の責により賠償に応じなければなりません。漏水または悪臭が発生した場合、店舗スタッフは、お客様の許可なく持ち込み品を開けて、問題解決にあたるすることができます。
- ④ 店舗の営業時間外の利用は一切できません。
- ⑤ 貸出商品の返却後、お帰りになる前に、ロッカー内の荷物は全て取り出してください。荷物がある場合、返却日より1ヶ月間保管し、保管期間終了後処分します。処分費用はお客様の負担とし、処分後の異議申し立ては一切認めません。

■第12条（故障・破損）

- ① レンタル商品について故障または破損した場合は、直ちに運転を中止し、店舗まで連絡してください。
- ② 自転車がパンクした場合、修理用のキットを店舗から貸し出したお客様は、キットを使用して修理してください。
- ③ お客様の責に帰すべき事由により、貸出商品が故障または破損した場合、損害金額をお客様に請求し、第5条で受けとった保証金 1,000 円を損害金額の支払に充当します。

■第13条（盗難・紛失）

- ① 盗難または紛失があった場合、速やかに店舗まで連絡してください。
- ② お客様の責に帰すべき事由により、貸出商品を盗難または紛失した場合、損害金額をお客様に請求します。
- ③ その際に第5条で受け取った保証金 1,000 円を損害金額に充当します。

■第14条（事故）

- ① 貸出期間中に事故があった場合、速やかに店舗まで連絡してください。
- ② 必要に応じ、警察に連絡する等、法令で定められた処置をお客様で行ってください。
- ③ お客様の責に帰すべき事由により、会社、第三者に損害を与えた場合、お客様はこれを賠償するものとします。
- ④ 事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任で行い、会社及び店舗は、事故についての一切の責任を負いません。
- ⑤ TS マーク付帯保険の補償範囲内で補償いたします。

■第15条（禁止行為）

- ① お客様は、貸出期間中、レンタサイクル申込書に記入した使用者以外の方に、レンタル商品を使用させてはいけません。
- ② お客様は、貸出期間中、次の禁止行為を行ってはいけません。
 - 1.無謀な運転、酒気帯び運転、その他の交通規則に違反する行為。
 - 2.危険箇所、不適当な場所または方法での使用。
 - 3.歩行者等の通行障害となるような行為。
 - 4.貸出商品の構造・装置等の改造および変更。
 - 5.ヘルメット無着用での走行。
 - 6.その他、法令諸規則に反する行為。

■第 16 条（不可抗力事由による途中終了）

貸出期間中、天災その他の会社、店舗及びお客様のいずれの責めに帰さない不可抗力の事由により、レンタル商品が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、お客様はその旨を店舗に速やかに連絡するものとし、貸出料金が返金されない場合があることを予め承諾します。

■第 17 条（信義則）

本規約内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた場合は、お客様と会社および店舗は、誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

■第 18 条（合意管轄裁判所）

本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、高知地方裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

■第 19 条（不則）

なお、本規約に定めのない事項が発生した場合は、社会通念的な見地により、前例を考慮して本規約を改訂します。

本規約について、同意します。

年 月 日

御 住 所 〒

御 連 絡 先

御名前（自筆署名）